算定基礎届(算定)および月額変更届(月変) 記載の注意事項

算定基礎届の対象者

本年5月31日までに資格取得した人で、7月1日現在被保険者である人全員です。

(詳しくは「令和5年度版算定基礎届・月額変更届記載の手引き」P12(以下「手引き」)をご参照ください。) 用紙にお名前がない場合は追加でご記入ください。

※印字されている被保険者情報は令和5年5月24日現在のものです。

支払基礎日数<算定・月変共通>

月給制: 支払対象期間の暦日数が支払基礎日数になります。

たとえば4月21日から5月20日分を5月25日に支払う場合は、5月の支払基礎日数は「30日」となります。

月給制で欠勤日数分に応じ給与が差し引かれる場合は、欠勤減額の規定(就業規則や給与規程等)に基づき、事業所が定めた日数から欠勤日数を差し引いた日数を支払基礎日数とします。

日給制: 出勤(稼動)日数が支払基礎日数になります。有給休暇を取得したときは、その日数を 支払基礎日数に含めます。

算定・月変の対象となる月の支払基礎日数は、以下のとおりです。

●一般社員:17日以上(詳しくは「手引き」P13参照)

●パートタイマー:各月に17日以上の月がない場合は、15日以上(詳しくは「手引き」P30参照)

●短時間労働者:11日以上(詳しくは「手引き」P31参照)

4月・5月に途中入社※した新入社員の場合<算定>

4月または5月に途中入社をして、入社月の給与が1ヶ月分支給されない(給与が日割り計算)場合は、その入社月は算定対象月に入れず、翌月からが算定対象月になります。(詳しくは「手引き」P14参照)※途中入社とは、給与計算期間の途中から入社することをいいます。

健康保険と厚生年金との標準報酬月額等級における上限・下限の違い

く算定・月変共通>

標準報酬月額の上下限

		標準報酬		報酬月額
		等級	月額	节以6州/一合共
健康保険	下限	1	58,000円	63,000円未満
	上限	50	1,390,000円	1,355,000円以上
厚生年金保険	下限	1	88,000円	93,000円未満
	上限	32	650,000円	635,000円以上

健康保険と厚生年金では上・下限が異なりますのでご注意下さい。(詳しくは「手引き」P6、P98参照) 月額変更届においては、標準報酬月額の上・下限があるために、1等級の差でも月変の対象になる 場合があります。(詳しくは「手引き」P44参照)

二以上事業所の勤務者<算定・月変共通>

備考欄の「二以上勤務」に〇をしてください。

選択事業所が非選択事業所分の給与等の把握をされている系列会社・関連会社等の場合に限り、 非選択事業所分の算定届・月変届を提出してください。

特定適用事業所に勤務する短時間労働者〈算定・月変共通〉

備考欄の「短時間労働者」に〇をしてください。

通勤費<算定・月変共通>

通勤費の全額(非課税分も含む)を報酬に含めます。

通勤費を金銭ではなく、定期券や回数券で支給した場合は、現物給付となりますので、現物による ものの額⑫欄にその全額を報酬として記入します。

3ヵ月または6ヵ月単位でまとめて支給する定期券は、1ヵ月あたりの額を算出して報酬とします。

添付書類が必要な場合<月変>

以下の①または②に該当した場合は、※添付書類を併せてご提出ください。

- ①改定月から起算して60日以上遅延した月変 (例:改定月が5月の届出を7月に提出)
- ②5等級以上の降級(下がり)月変 (例:26等級から21等級へ降級)
- ※添付書類:賃金台帳のコピー(計4ヶ月分)→ 降級前(1ヶ月分)および降級後(3ヶ月分)

一時帰休による休業手当等が支払われた場合

- 〈算定〉 対象月(4~6月)に一時帰休による休業手当等が支払われた月があり、7月1日時点で 一時帰休が解消していない場合は、休業手当等を含んだ報酬で定時決定を行います。 (詳しくは、「手引き」P28参照)
- <月変> 一時帰休のため通常の報酬より低額の休業手当が支払われた場合や、解消して通常の報酬に戻った場合は固定的賃金の変動とみなし、随時改定(月変)の対象となる場合があります。(詳しくは、「手引き」P48参照)

電子申請、電子媒体による提出について<算定・月変共通>

- ●以下の方がいる場合は、「備考欄項目」に必ず入力してください。
- ・二以上事業所勤務者 ・途中入社 ・病休者 ・育休者 ・産休者 ・短時間労働者 ・パート
- ●以下に該当する方は、「給与計算の基礎日数」にご注意のうえ、入力してください。基礎日数 の計算方法は、「手引き」をご参照ください。
- ・病休者 ・育休者 ・産休者 ・短時間労働者 ・パート
- ●エラーなどで読み込めない場合は、返戻することがございますのでご了承ください。